

掛川市告示第38号

掛川市日常生活用具費助成事業実施要綱（平成18年掛川市告示第131号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月28日

掛川市長 松井 三郎

第1条中「掛川市障害者自立支援法施行細則」を「掛川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」に改める。

別表に備考として次のように加える。

備考 対象者には、対象者の欄に定める障害者又は障害児に係る障害の程度に類する状態にある難病患者等を含むものとする。

様式第1号中

申請者	氏名	㊦	男・女	生年月日	年 月 日（歳）	
	住所	掛川市		電話番号		
	手帳番号	第 号		年 月 日交付		
	障害名				障害等級	

を

申請者	氏名	㊦	男・女	生年月日	年 月 日（歳）	
	住所	掛川市		電話番号		
	手帳番号	第 号		年 月 日交付		
	障害名又は疾病名				障害等級	

に改め、同様式（注）に次のように加える。

- 3 難病患者等に該当する方は、手帳番号及び障害等級の欄の記載に代え、疾病名及び症状が確認できる医師の診断書を提出してください。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。